

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 35 号

函館市情報公開条例の一部改正について

函館市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市情報公開条例の一部を改正する条例

函館市情報公開条例（平成 13 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「以下」を「第 14 条第 1 項において」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第 15 条の 2 公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 16 条各号列記以外の部分中「公開決定等」の後ろに「または公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「場合は」を「ときは」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「処分庁または」および「決定または」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第 17 条各号列記以外の部分中「処分庁または」を削り、同条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の後ろに「（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第

3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定または」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定または」を削る。

第20条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第1項および第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条を次のように改める。

（意見の陳述）

第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第22条の次に次の2条を加える。

（意見書等の提出）

第22条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第22条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第23条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、「または写しの交付」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「資料の閲覧または写しの交付」を「資料の書面の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」に、「その他」を「、その他」に、「その閲覧または写しの交付」を「その閲覧」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 第23条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第21条第3項もしくは第4項または第22条の2の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第24条中「の運営」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 実施機関の処分または不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分またはこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正により設けられた審理員制度を公文書の公開請求に関してされた審査請求について適用しないこととし、公文書公開審査会における調査審議の手續に関する規定を整備し、および同法の全部改正に伴う規定の整備等をするため